

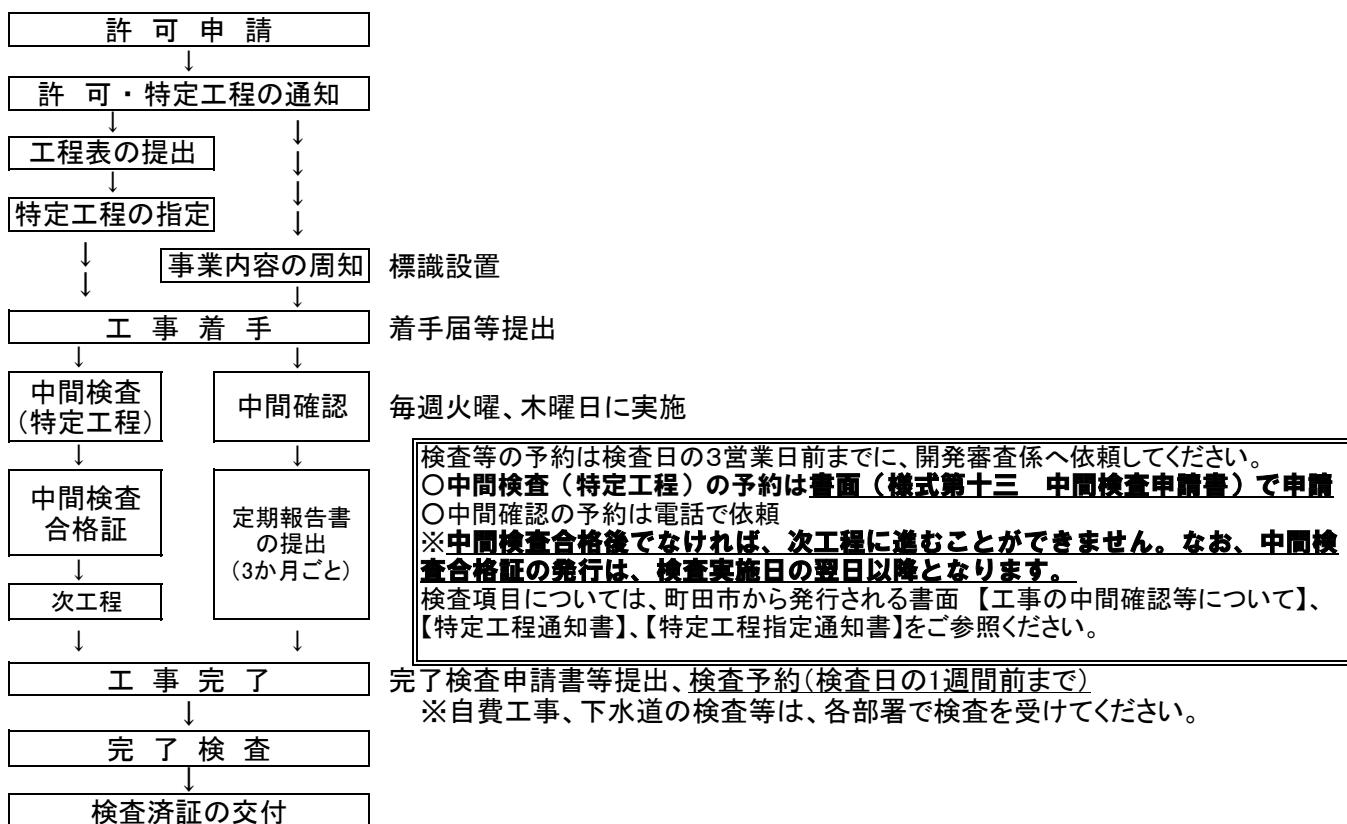
■ 宅地造成及び特定盛土等規制法(500m²以下) ※市街化調整区域内や、造成面積が500m²以上の場合は別途条例手続きが必要になる場合がございます。

事前相談(資料提出) 「相談カード」及び「相談に必要な資料」を提出
併せて、その他の関係法令についての手続きや、道路、下水等の公共施設に関する事前調整を所管部署と行ってください。

↓
開発等連絡調整会議 每月第2・第4水曜日開催
※1 資料提出の締切は開催日の5営業日前。資料は9部提出。
※2 併せて提出資料のPDFデータをメールにて送付してください。

↓
各課意見処理・事前協議 開発等連絡調整会議での意見等を整理後、関係各課への事前協議を開始
意見、処理経過書き込み用の用紙を建築開発審査課より受け取り、そこに図面等資料を添付して関係各課との協議を行います。
添付資料は3~4部用意しておくと比較的スムーズに協議を進められます。

↓
住民への周知 盛土規制法第11条の規定により、周辺住民に対し工事内容を周知
周知方法については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第6条に記載されているものから選択してください。
①説明会の開催(高さ15mを超える盛土をする場合は必須)
②書面の配布
③工事を行う土地又はその周辺での掲示+ウェブページへの掲載



※1 連絡調整会添付資料 表紙様式【計画概要書】(町田市宅地開発事業に関する条例様式を参照)

トップページ>暮らし>住まい・道路>都市づくり>各種申請など>開発関係>「町田市宅地開発事業に関する条例」の様式

URL: https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/sumai/toshikei/t_08/kaihatusinsei/kaihatsujoyoureyoushiki.html

※2 PDFデータ送付先

メールアドレス:toshi030_04@city.machida.tokyo.jp

なお、詳細は、係員までお問い合わせ下さい。

建築開発審査課 開発審査係 TEL 042-724-4395